

CIW 倫理委員会規則

一般社団法人 CIW 検査業協会
制定：平成15年 8月 5日
改正：平成29年11月22日

(総 則)

第1条 この委員会は、一般社団法人 CIW 検査業協会（以下、本協会という。）の機構の一部とする。

(名 称)

第2条 CIW 倫理委員会（以下、委員会という。）と称する。

(目 的)

第3条 本協会会員の倫理及び道徳心の高揚を図ることを目的とする。

(活 動)

第4条 委員会は、次の活動を行う。

- (1) 倫理綱領の策定と遵守対策の策定
- (2) 公正な競争を図るための倫理綱領の遵守
- (3) 倫理綱領違反事例の調査と当該者に対する指導、戒告
- (4) 広報活動
- (5) その他目的達成に必要な事業

(委員会の構成)

第5条 委員会は、CIW 倫理委員会委員をもって構成する。

委員は、学識経験者、関連団体から推薦を受けた者及び本協会の倫理理事とし、10名以下により構成される。

- 2 本協会会長は、オブザーバーとして参加する。
- 3 その他委員会の議を経て承認された者をオブザーバーとすることができる。

(役 員)

第6条 委員会に、次の役員を置く。

委員長	1名
副委員長	1名

(委員の任期)

第7条 各役員及び委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

第8条 役員及び委員が、任期途中で退任した場合、後任の役員及び委員の任期は前任者の残余期間とする。

(委 嘱)

第9条 委員長、副委員長及び委員の委嘱は、本協会会長が行う。

(職 務)

第10条 委員長は、委員会を招集し、審議を主催する。

2 委員長が不在のときは、副委員長がこれを代行する。

(会 議)

第11条 委員会は、年1回以上開催する。

(委員会の定足数)

第12条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 議事は、その出席委員の過半数で決する。可否が同数のときは、委員長が決する。

3 代理出席は認めない。

4 委任状を提出した者は出席者とみなす。

(守秘義務)

第13条 委員は、本委員会で知り得た全ての事項について守秘義務を負うものとする。

(年 度)

第14条 毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(経 費)

第15条 委員会の運営経費は、本協会が負担する。

(事務局)

第16条 委員会の所掌事務は、本協会の事務局が担当する。

(その他)

第17条 この規則に定めのない事項は、委員会の議を経て定める。

第18条 この規則は、委員会の議を経て本協会の理事会の承認を得るものとし、速やかに本協会の通常総会に報告するものとする。